

事業者のみなさん 地球温暖化対策に向けての取り組みを、 声高らかに宣言しませんか？

～「しまねストップ地球温暖化宣言事業者」の募集～

京都議定書が発効し、地球温暖化防止活動に向けた行動が「待ったなし」の状態となっています。

島根県においては、二酸化炭素排出量の削減を目標とした「島根県地球温暖化対策推進計画」が策定されました。

この目標を達成するために設置される「島根県地球温暖化対策協議会」では、活動主体ごとに事業者部会、家庭部会、行政部会を設け、連携を図りながら自主的な取り組みの推進を図っていくこととされています。

事業者部会(※)としては、地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する独自目標を設定し取り組む企業・団体等を「しまねストップ地球温暖化宣言事業者」として募集し、設定された目標を宣言(下記宣言文)していただくとともに公表したいと考えております。

つきましては、趣旨を御理解いただき、事業者の社会的責任の面からも是非とも「宣言事業者」として参加(経費はかかりません。無料です)していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(随時、受け付けしております。)

※ 事業者部会は、県内の二酸化炭素排出原単位量を削減するために、事業者として可能な限り環境に配慮した事業活動を行うことを目的とした組織です。また、島根県中小企業団体中央会が事務局を受託しています。

**しまね
ストップ温暖化宣言文**

私たちは、地球温暖化防止に向けての取り組みを実施します。

- アイドリングストップを徹底して行います。
- 環境に関する社員研修を年回2回実施します。
- 未使用室の照明、空調はカットします。
- エネルギー使用量を、平成18年度比5%削減します。
- 平成20年までに従顧客車の保有率が50%以上にします。

平成 年 月 日
○ 株式会社 代表取締役社長

地球温暖化防止に向けて、取り組みの実施を
宣言していることを認めます。

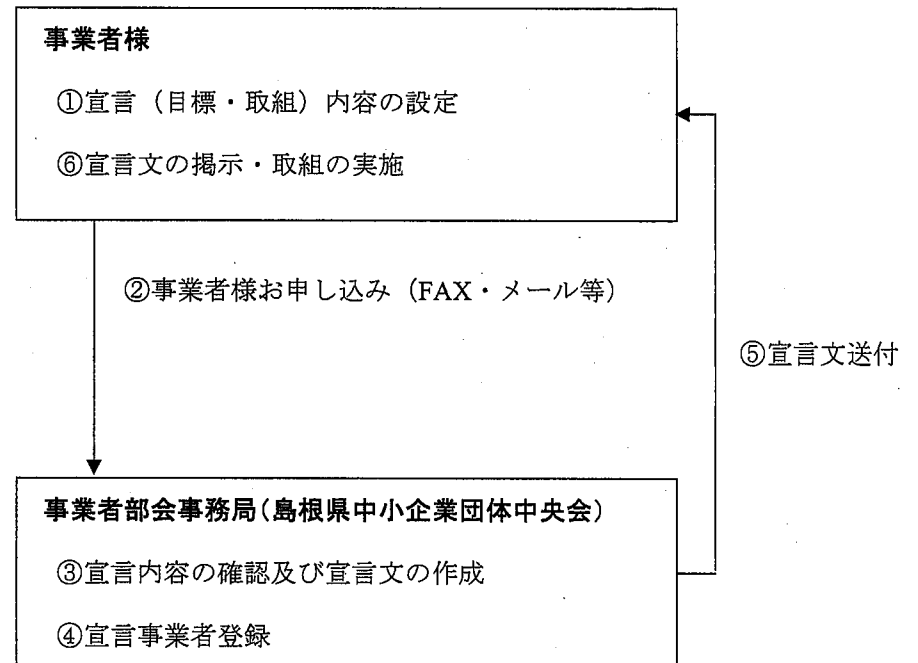
平成 年 月 日
島根県地球温暖化対策協議会事業者部会長 印

～ お申し込み・お問い合わせ先～

◎ **事業者部会事務局**
島根県中小企業団体中央会
〒690-0886 松江市母衣町 55-4
TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686
〔URL〕 <http://www.crosstalk.or.jp/>
〔E-mail〕 webmaster@crosstalk.or.jp

○ **島根県地球温暖化対策協議会行政部会事務局**
島根県環境生活部環境政策課
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6742 FAX 0852-25-3830
〔URL〕 <http://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/>
〔E-mail〕 kankyo@pref.shimane.lg.jp

☆ お申し込みから宣言文発行までの流れ



なお、宣言文発行後に宣言内容の見直しをされる場合は裏面の申込書(新規・更新)にて再度お申し込みをお願いいたします。

<公表について>

「宣言事業者」については、協議会として機会ある毎にPRしていきます。

※ ご記入いただいた情報は、「宣言事業者」として今事業の推進のため広くマスメディア媒体などに利用させていただく他、当協議会からのセミナー、イベントなどに関するご案内やアンケートの送付以外には使用いたしません。

島根県地球温暖化対策協議会

■目的：県地球温暖化対策推進計画（「地球を守る」しまねチャレンジプラン）の推進と進行管理

■会長：吉川通彦（島根大学名誉教授）

■副会長：各部会長（3名）

■事務局：（財）しまね自然と環境財団

■会 員：地球温暖化防止活動に自主的かつ積極的に取り組む県民、事業者等

■事 業：①目標、活動内容の決定、公表

②取り組み結果の公表

③普及啓発

④情報交換、意見交換

⑤優良事例の紹介、表彰 等

推進会議：意思決定機関

【委員】53名

○協議会会長

○副会長

○活動主体：各部会の運営委員

○重点施策関係者：教育関係者
森林関係者

○学識経験者

○市町村

幹事会：推進会議の運営補助

【幹事】

○活動主体：各部会運営委員代表

○重点施策関係者：教育関係者
森林関係者

○学識経験者：計画策定委員

○県環境政策課長

報 告

事 業：①目標、活動内容の決定 ②活動結果の取りまとめ

事業者部会

■部会長：中小企業団体中央会会長

■事務局：中央会

【運営委員】15名

○関係団体

（中央会、経営者協会、商工会
議所連合会、商工会連合会、
しまね産業振興財団）

○事業者代表

家庭部会

■部会長：県連婦会長

■事務局：県センター

（しまね自然と環境財団）

【運営委員】8名

○消費者団体

（県連合婦人会、生協組合連合会）

○学識経験者

○NPO法人

○地球温暖化防止活動推進員

行政部会

■部会長：県副知事

■事務局：環境政策課

【運営委員】

○県

○市町村

○事務組合等

○国の機関

目標、活動内容、取り

推進大会（講演会、事例発表、表彰等）

参加

県民、事業者

ECOアドバイザーがお伺いします。



こんなときにご利用下さい。

- 省エネを推進し、コスト削減につなげたい。
(省エネ診断)
- 経営全体を見直したい。
- ISO14001やEA21を取得したいが、誰に相談してよいかわからない。

ECOアドバイザー派遣事業

コスト削減を目的とした省エネ活動の推進(設備改善・運用改善)、環境配慮型経営、又は環境マネジメントシステム導入に関する相談・助言について、専門的知識を有する「ECOアドバイザー」をあなたの企業へ派遣します。

アドバイザーの適切な助言等により、企業における環境への取り組みを推進し、CO₂排出量の削減に努めます。

●対象となる企業

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会*1(島根県中小企業団体中央会)に「しまねストップ地球温暖化宣言事業者*2」として宣言している事業者であること。

*1 事業者部会は、県内の二酸化炭素排出量を削減するため、事業者として可能な限り環境に配慮した事業活動を行うことを目的に設置された組織であり、中央会が島根県より事務局を受託しています。

*2 「しまねストップ地球温暖化宣言事業者」とは、事業者部会が募集(参加無料)している地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する目標を自社で設定し取り組んでいる企業・団体等のことです。

●お申込み方法

裏面申込書に必要事項をご記入の上、当会へFAXまたはE-mailにてお申し込み下さい。

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事務局(島根県中小企業団体中央会)

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 TEL(0852)21-4809 FAX(0852)26-5686

URL <http://www.crosstalk.or.jp/> E-mail webmaster@crosstalk.or.jp

●派遣の内容

①費用

アドバイザー派遣に必要な謝金・旅費は、**全額を当会が負担**します。

②回数

原則として**1テーマ年間3回**までとします。

③ECOアドバイザーの選定

アドバイザーについては、**当会に登録**している方を派遣します。

中央会は組合の専門支援機関です

島根県中小企業団体中央会は、法律に基づく中小企業のための“組織専門支援機関”です。

現在、島根県内の中小企業関係の組合数はおよそ500団体(企業数約40,000社)で、そのほとんどが中央会の会員です。

(様式1)

ECOアドバイザー派遣依頼申込書

平成 年 月 日

島根県中小企業団体中央会会長 様

所在地
事業者名
代表者氏名

印

ECOアドバイザーの派遣を下記のとおり申し込みます。

記

派遣希望期日	平成 年 月 日 (時～ 時) 実指導時間 時間 (※日程につきましては、必ずしもご希望に添いかねない場合がありますことをご了承下さい)	
派遣希望 アドバイザー名		
派遣希望場所	会場名	
	所在地	
	電話番号	
対象者等	人数、対象者 種類	
※相談希望内容 できるだけ具体的に内容をご記入下さい。 (必須)		
※担当者連絡先 (必須)	氏名	(TEL) (FAX) (mail)

※「相談希望内容」及び「担当者連絡先」については、必ずご記入をお願いします。